

作成日：2015年11月7日

## ペルー共和国

特許庁の所在地：

Ministry of Industry, Tourism, Integration and International Trade Negotiations  
The National Institute for the Defense of Competition and Intellectual Property  
(INDECOPI)

Calle de la Prosa No. 138,  
San Borja, Lima 41,  
Peru

TEL: 51-1-224-7800

FAX: 51-1-224-0348/9

Email: [postmaster@indecopi.gob.pe](mailto:postmaster@indecopi.gob.pe)

Website: <http://www.indecopi.gob.pe>

## 目 次

### 〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

### 〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### 〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

#### 〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

#### 〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## 共通情報

### 1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 商標法条約 (TLT)
- (6) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (7) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)
- (8) アンデス条約 (Andean Pact)

### 2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

### 3. 現地代理人の必要性有無

ペルー国内に居所または事業拠点を有していない出願人は、ペルーにおける代理人を選任しなければなりません。

### 4. 現地の代理人団体の有無

Peruvian IP Association (APPI)

Asociacion Peruana de Propiedad Intelectual y Derechos de Autor

Email: [contacto@appi.org.pe](mailto:contacto@appi.org.pe)

Website: <http://www.appi.com.pe/contactenos>

### 5. 出願言語

スペイン語です。

### 6. その他関係団体

JETRO LIMA

Av. Victor Andres Belaunde 147,

Edificio Real Uno Of. 702,

San Isidro, Lima, Peru

### 7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.indecopi.gob.pe>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

アンデス条約委員会決定書第 486 号 (Andean Decision No. 486) 及び 2009 年 1 月 1 日施行の工業所有権法に基づいた特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人及び発明者の名称 (氏名) 並びに住所、発明の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

#### (3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名し、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が出願人でない場合に必要となります。

この譲渡証は、譲渡人及び譲受人が署名し、領事認証を受けなければなりません。出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

但し、発明者が職務遂行の過程にて発明を完成させた場合には、現地代理人が発明者に関する宣誓書 (Sworn Declaration) を作成し、譲渡証に代えて提出することができるとのことです。

従いまして、この場合には譲渡証自体の提出は必要ありません。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に提出が必要です。

優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

優先権証明書の翻訳文を、優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (8) 優先権譲渡証 (Priority Assignment)

優先権の基礎となる出願人とペルー出願の出願人が異なる場合に必要です。

領事認証 (Legalization) が必要です。

### 3. 料金表 (単位: 米国ドルです。)

(1) 出願料金	260
(2) クレーム追加料金 (10 以上 1 クレーム当たり)	8
(3) 優先権主張料金 (1 件当たり)	48

(4) 審査料金	197
(5) 補正書提出料金(1頁当たり)	16
(6) 拒絶理由に対する応答料金	190
(7) 異議申立料金	113
(8) 年金	
① 出願に関して(各年度当たり)	50
② 特許に関して10年度まで(各年度当たり)	99
③ 特許に関して11年度から20年度まで(各年度当たり)	157

#### 4. 料金減免制度について(存在する場合)

存在するかどうか不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願日から18ヶ月以内に、又は優先日から18ヶ月以内に方式審査の終了した後、特許庁は、出願の概要(Extract of the application)、例えば出願番号・出願日、出願人の氏名や住所、発明の名称や要約を、公報(Official Gazette)に公開する命令を発することとされています。

#### 7. 審査請求制度の有無

アンデス条約委員会決定書第486号(Andean Decision No. 486)の第44条の規定に従い、出願公開後6ヶ月以内に審査請求をしなければならないとされています。

#### 8. 出願から特許までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

出願は、実体審査の請求後に、特許要件について審査が行われ、特許付与の決定が行われます。

##### (1) 方式的要件審査

- ① 出願後、出願は方式的要件を満たしているか否か審査されます。
- ② 方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は方式指令書発行日から2ヶ月以内に補正することができます。  
この2ヶ月の期間は、一度だけ申請により2ヶ月間延長することができます。
- ③ 出願人が所定の期間内に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

##### (2) 出願公開

①出願日から 18 ヶ月以内、又は優先日から 18 ヶ月以内で、方式審査が終了した後、特許庁は公報に出願の概要を公開するための命令を発行します。

②公開の命令を受け取った後、出願人は公報に 30 日間の期間内に公開を行い、その後、特許庁に公開の写しを提出しなければならないとされております。

### (3) 不登録事由

次のものは発明とはみなされません。

①発見や科学的理論、又は算術的方法の場合

②コンピュータソフトウェアそれ自体の場合

③文学的及び美術的作品及び著作権で保護されている他の作品の場合

④情報を提示する方法の場合

⑤精神的活動や遊戯、経済や事業活動を行うための規則や方法の場合

⑥公序良俗に反する発明の場合

⑦人間や動物の治療に関する治療的、外科的方法の発明の場合

等です。

### (4) 新規性

絶対的新規性 (Absolute Novelty) が採用されています。

①従いまして、出願日又は優先日前に、発明が、世界のいずれかの場所において、書面、口頭、又は使用若しくは他の方法により、公衆に利用可能な状態におかれている場合には、新規性は有しません。

②また、後の出願後に、出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と、当該後の出願に係る発明が同一の場合、後の発明は特許を受けることができません (Whole Contents Approach の採用です)。

< 新規性喪失の例外 >

次の場合には、新規性の喪失の例外が認められます。

出願日、又は優先日 1 年以内における発明の公表であって、

①当該公表が、特許を受ける権利を有する者によって行われた場合

②当該公表が、特許を受ける権利を有する者から直接的又は間接的に情報を得た第三者によって行われた場合

等です。

### (5) 異議申立て

①出願公開の日から就業日の (Working Days) 60 日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。

②異議申立ての通知を受けた出願人は、通知を受けた日から就業日の 60 日以内に、意見書や明細書等の補正書を提出することができます。

当該 60 日の期限は、請求により一回限り、更に 60 日延長をすることができます。

#### (6) 実体審査の内容

① 上述しましたように、出願人は、アンデス条約委員会決定書第 486 号 (Andean Decision No. 486) 第 44 条の規定に従い、出願公開後 6 ヶ月以内に、異議申立てが行われたか否かにかかわらず、審査請求をしなければなりません。この期間内に、審査請求がされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

その後、特許庁は新規性、進歩性及び産業上利用性についての要件を審査します。

② 上記実体審査においては、特許庁は当該発明の特許要件について意見を得るために専門家等から報告を求めるとされています。

特許庁は、又他国の特許庁からの報告を求めるともされています。

③ 発明が特許要件を満たしていないと判断された場合、又は追加若しくは補足的な書類が必要であると判断された場合、出願人はその旨の通知日から就業日の 60 日以内に、意見書や通知書の内容に応じた応答書面を提出しなければなりません。

当該期限内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

なお、この期限は 1 回に限り就業日の 30 日間延長が認められます。

#### (7) 特許付与

特許要件を満たしていると判断された場合、特許が付与され出願人に特許証が発行されます。

#### (8) 不服申立て

① 特許庁の決定に対して、就業日の 15 日以内に特許庁の行政裁判所知的所有権部 (Intellectual Property Chamber of the Administrative Court) に対して、不服申立てをすることができます。

② 上記行政裁判所の決定に対する不服申し立ては、当該決定日から 3 ヶ月以内に裁判所 (Judiciary) にすることができます。

#### (9) 分割出願

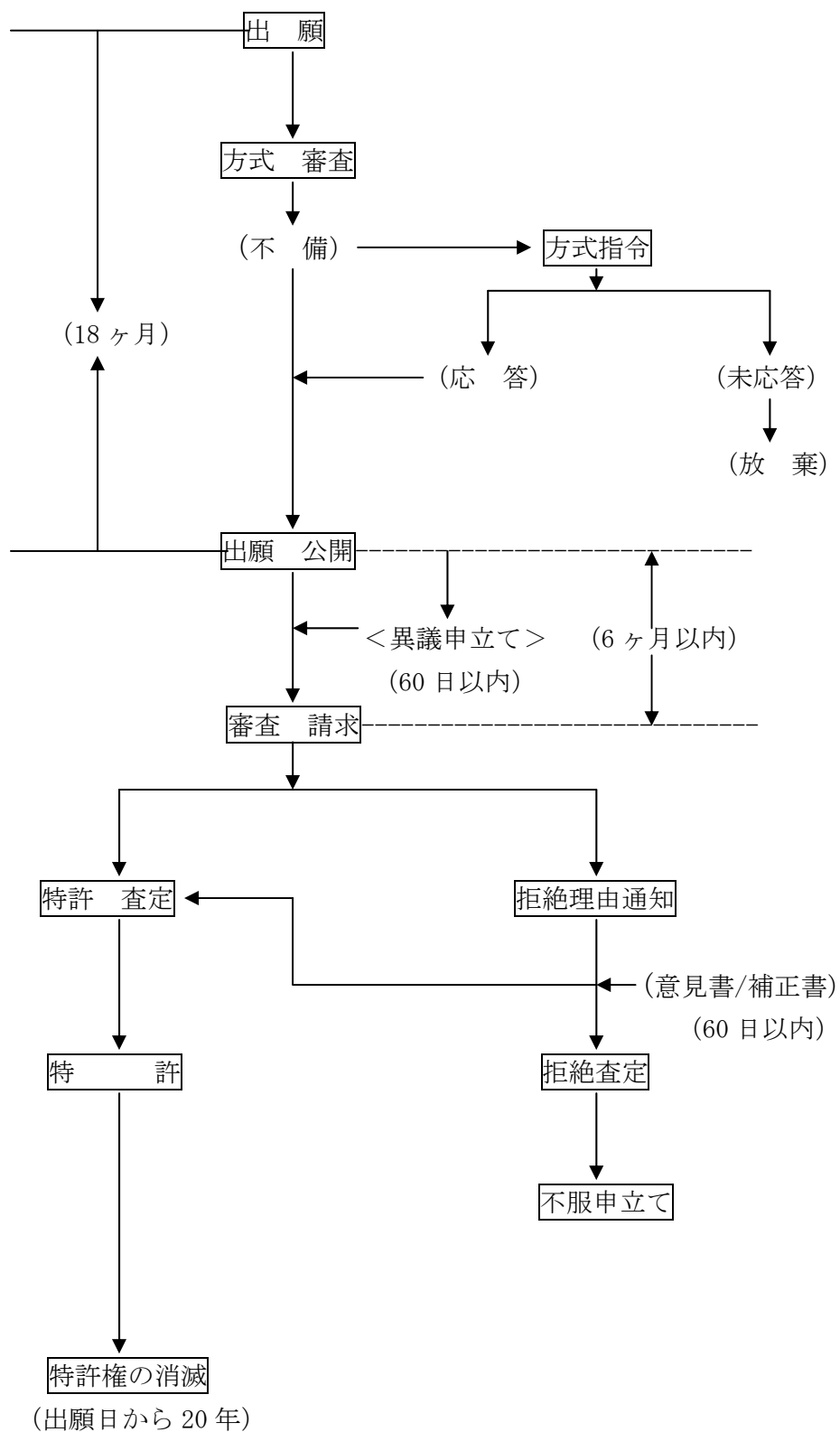
出願処理、又は審査手続き中に、分割出願をすることができます。

#### (10) 早期審査

採用されておりません。



出願から特許までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 20 年です。

特許権は、設定登録日から発生します。

(2) 維持年金納付に関しましては、2010 年 8 月 20 日以降新たな規則が適用されるようになりました。

①PCT 国内移行出願は、最初の維持年金を国内移行と同時に納付する必要があります。

②パリルート出願の場合には、最初の維持年金を出願日から翌年の出願された月の末日までに納付する必要があります。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

(1) 移行時期：優先日から 30 ヶ月以内です。

(2) 提出書類：国際出願時の明細書、クレーム、要約、及び図面の文言のスペイン語による翻訳文の提出が必要です。

(3) 19 条等の補正があった場合：

国際出願時のクレーム及び補正後のクレームの双方の翻訳文の提出が必要となります。

(4) 翻訳文の誤記訂正：

翻訳文に誤記等が生じた場合には、国際出願時の明細書等に記載された範囲内で、訂正する旨の補充書を提出することができます。

## 11. 留意事項

(1) ペルーへの出願が決定したら、先ず現地代理人に対して出願に必要なフォーム類、例えば、委任状や譲渡証の提出の要否、その認証の要否及び提出期間等を、確認しておく必要があります。

南米の国々に出願する場合に言えることですが、突然上記書類の提出時期や認証の要否について、変更されていることがあるからです。

(2) 出願に必要な書類の箇所で説明しましたように、法人が出願する場合、原則的に発明者からの譲渡証が必要となります。

しかし、一定の場合には、譲渡証の提出に代えて、現地代理人が作成した宣誓書を提出することができます。

従いまして、例えば、発明者と連絡が取れず、又は譲渡証の認証に関して問題が生じるような場合には、現地代理人に発明は職務発明である旨を説明し、宣誓書を提出する方向で手続きを進めることができることに、留意して下さい。

(3) 余り知られていないかと思われませんが、ペルーでは審査請求制度が採用されています。

時期は、出願公開日から6ヶ月となっておりますので、その期限管理には十分に留意するようにして下さい。

- (4) 出願書類や拒絶理由等の応答書を現地代理人に発信した場合には、E-mail にせよ、Air-Courier にせよ、必ず時間的に余裕をもって、現地代理人から書類の受け取り通知をもらうようにして下さい。

期限間際になって、書類の受け取りを求めた場合において、現地代理人から書類を受領していない等の連絡を受ける場合が間々あるからです。

- (5) 特許庁から指令を受けた場合には、必ず当該指令書（スペイン語）の原本も送付してもらうようにすべきでしょう。

現地代理人が作成した指令書の英訳文に応答期限等の誤りが時々生じる場合があります、その日付が正確か確認することが可能となるからです。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

アンデス条約委員会決定書第 486 号 (Andean Decision No. 486) 及び 1996 年の工業所有権法の規定の下で、実用新案の保護を受けることができます。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

#### (1) 願書 (Request)

出願人及び考案者の名称 (氏名) 並びに住所、考案の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

#### (3) 要約及び図面 (Abstract & Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名し、領事認証 (Legalization) を受ける必要があります。

出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

考案者が出願人でない場合に必要となります。

この譲渡証は、譲渡人及び譲受人が署名し、領事認証を受けなければなりません。出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

但し、考案者が職務遂行の過程にて考案を完成させた場合には、現地代理人が考案者に関する宣誓書 (Sworn Declaration) を作成し、譲渡証に代えて提出することができるとのことです。

従いまして、この場合には譲渡証自体の提出は必要ありません。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に提出が必要です。

優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

優先権証明書の翻訳文を、優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (8) 優先権譲渡証 (Priority Assignment)

優先権の基礎となる出願人とペルー出願人が異なる場合に必要です。

領事認証が必要です。

### 3. 料金表 (米国ドルです。)

(1) 出願料金	115
(2) 審査料金	99

(3) 優先権主張 40

(4) 年金

納付する必要はありません。

**4. 料金減免制度について（存在する場合）**

存在するか否か不明です。

**5. 実体審査の有無**

実体審査が行われます。

**6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は採用されています。

**7. 審査請求制度の有無**

審査請求制度は採用されております。

**8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）**

出願後、実体審査請求や異議申立て等の手続きを経て実用新案登録付与の決定が行われます。

(1) 実用新案とは、道具、器具、装置、工具や機器、その他の物やこれらの部品の新規な形状、又は構成要素の配列で、優れた使用や製造を可能にし、従来存在しなかった利便性、利点又は技術的効果を与えるものと、定義されています。

(2) 上記の定義から、次のものは実用新案登録の対象とはされません。

① 上記の定義に合致しないもの

② 三次元作品（Three-dimensional works）や建築作品（Works of Architecture）や純粋に美術的なもの

③ 特許の保護から除外された方法や物

(3) 審査

① 出願後、就業日 30 日以内に方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

② 方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人はその旨の通知日から 2 ヶ月以内に不備を是正するために補正をすることができます。  
なお、当該期間内に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(4) 出願公開

① 出願から 18 ヶ月以内、又は優先日から 18 ヶ月以内で方式的要件終了後に、

特許庁は公報に出願の概要を公表するための命令を発行します。

- ②公開の命令を受け取った後、出願人は公報に公開を行うために1ヶ月の期間を有し、その後特許庁に公開の写しを提出しなければなりません。

(5)実体審査

- ①審査請求制度が採用されておりますので、出願人は出願公開日より3ヵ月以内に審査請求をしなければなりません。
- ②なお、出願人は異議申立ての有無にかかわらず、審査請求をする必要があります。
- ③審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は指定期間内に補正書等を提出することができます。
- ④補正書等が提出された場合は、事情により更なる審査が行われ、その後最終決定がされます。

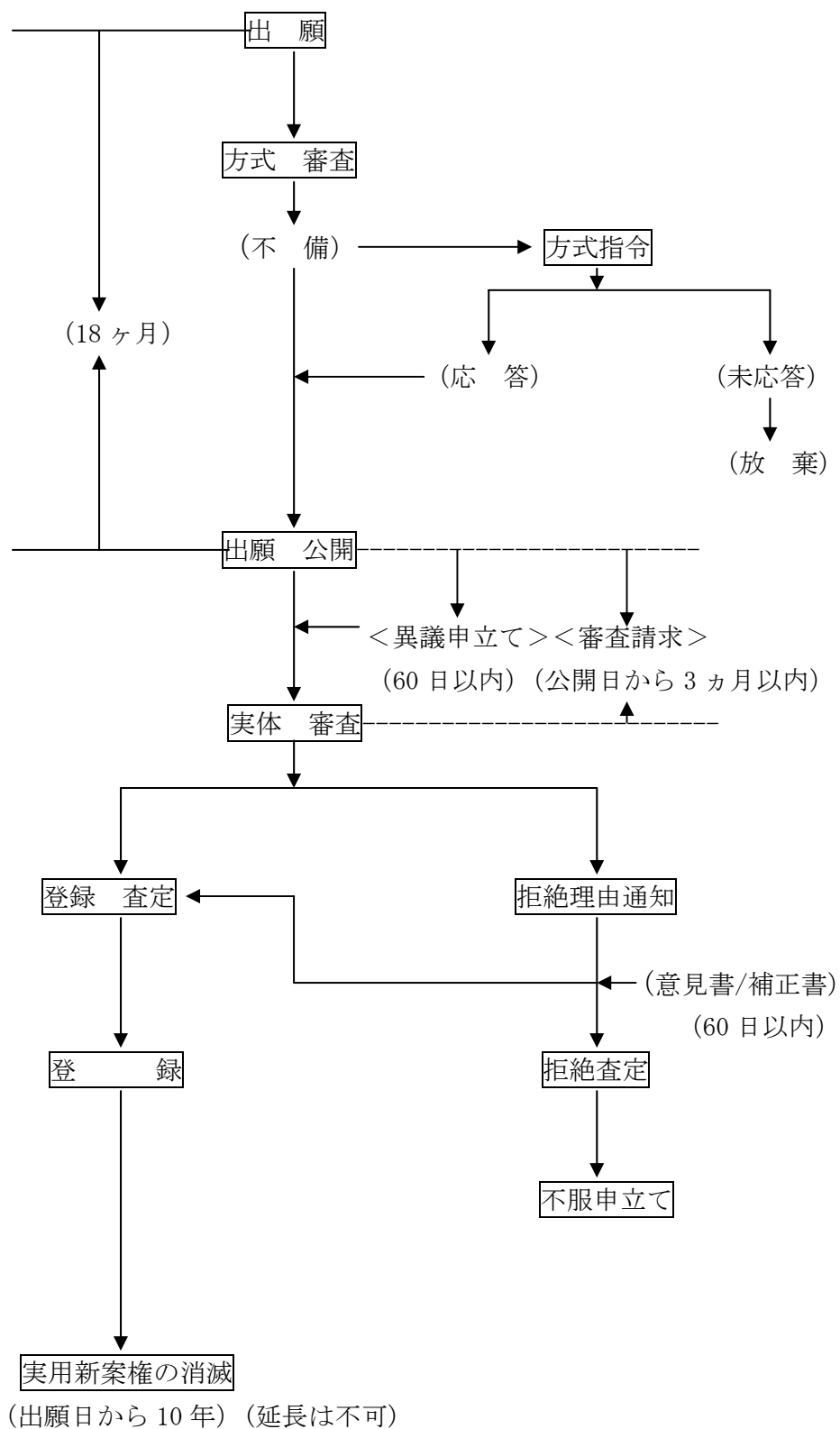
(6)異議申立て

- ①出願公開の日から就業日60日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。
- ②なお、上記60日は請求により、延長を求めることができます。

(7)不服申立て

- ①特許庁の決定に対して、特許庁の行政裁判所知的所有権部に就業日15日以内に不服申立てをすることができます。
- ②行政裁判所の決定に対しては、行政裁判所の決定通知日から3ヶ月以内に司法裁判所に抗告することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 10 年です。

権利は、設定登録の日から発生します。

(2) 年金を納付する必要はありません。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

実体審査が行われますので適用されません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

特許の場合と、同様です。

12. 留意事項

特許の場合と同様に審査請求制度が導入されております。

但し、実用新案出願の場合は、出願日から 3 ヶ月と、期間が特許に比べ短いので、留意して下さい。



## 意匠制度

### 1. 現行法令について

特許の場合と同様に、アンデス条約委員会決定書第 486 号 (Andean Decision No. 486) が適用されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人及び創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名、物品が属するロカルノ国際分類のクラス、及び優先権を主張する場合は優先権の情報等を、記載します。

#### (2) 図面 (Graphical representations)

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

#### (4) 譲渡証 (Assignment)

譲受人が出願する場合に必要となります。

領事認証 (Legalization) が必要です。

出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から 9 ヶ月以内に提出することが必要です。

#### (6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

スペイン語の翻訳文の提出が必要となります。

優先権証明書と同期間内に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位: 米国ドルです。)

(1) 出願料金	129
(2) 審査料金	91
(3) 優先権主張料金	47
(4) 補正書提出料金 (1 頁当たり)	14

### 4. 料金減免制度について (存在する場合)

存在するかどうか不明です。

## 5. 実体審査の有無

明らかに新規性を欠如しているか否かについて審査されます。

## 6. 出願公開制度の有無

出願が方式的要件を満たした場合、特許庁は官報に公表することを命ずることができます、されています。

## 7. 審査請求制度の有無

全件審査されますので、審査請求制度は採用されておりません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されると、出願の様式（Form）及び明らかに新規性を欠如しているか否かについて審査され、又異議申立てが無く、若しくは異議申立てに理由無しとの決定の場合に、登録されます。

### (1) 方式審査

- ①出願後、先ず方式的要件を満たしているか否かについて、出願から就業日 15 日以内に行われます。
- ②方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人にその旨通知され、通知日から就業日 30 日以内に瑕疵を是正しなければなりません。  
なお、この期間は一度だけ就業日 30 日間延長を請求することができます。
- ③特許庁は、異議申立てがあった場合を除き、新規性について職権で審査を行いません。  
一方、意匠出願が明らかに新規性を欠如している場合、職権で出願を拒絶することができますとされております。

### (2) 不登録事由

意匠とは、工業又は手工業製品に組み込まれ、特別な外観を与えるための線の配列（Arrangement of lines）や色彩の組み合わせ（Combination of colors）、又は平面的な（Two-dimensional）若しくは立体的な（Three-dimensional）外部の形状で（External shape）、製造のための型（Model）又は模様（Pattern）に供されるものと、定義されております。

以下のものは、登録を受けることができません。

- ①意匠の定義を満たしていない意匠の場合
  - ②要求される新規性を欠如している意匠の場合
  - ③実施が公序良俗に反する意匠の場合
- 等です。

(3) 新規性

出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて使用や他の手段により、公衆に利用可能となっている意匠は、新規性を有しません（絶対的新規性の採用）。

(4) 登録

異議申立てがなかった場合、又は異議申立てが拒絶された場合は、意匠登録が付与され登録証が発行されます。

(5) 異議申立て

①出願公開日から就業日 30 日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。

②出願人は、異議申立ての通知後就業日 60 日以内に答弁書を提出することができます。

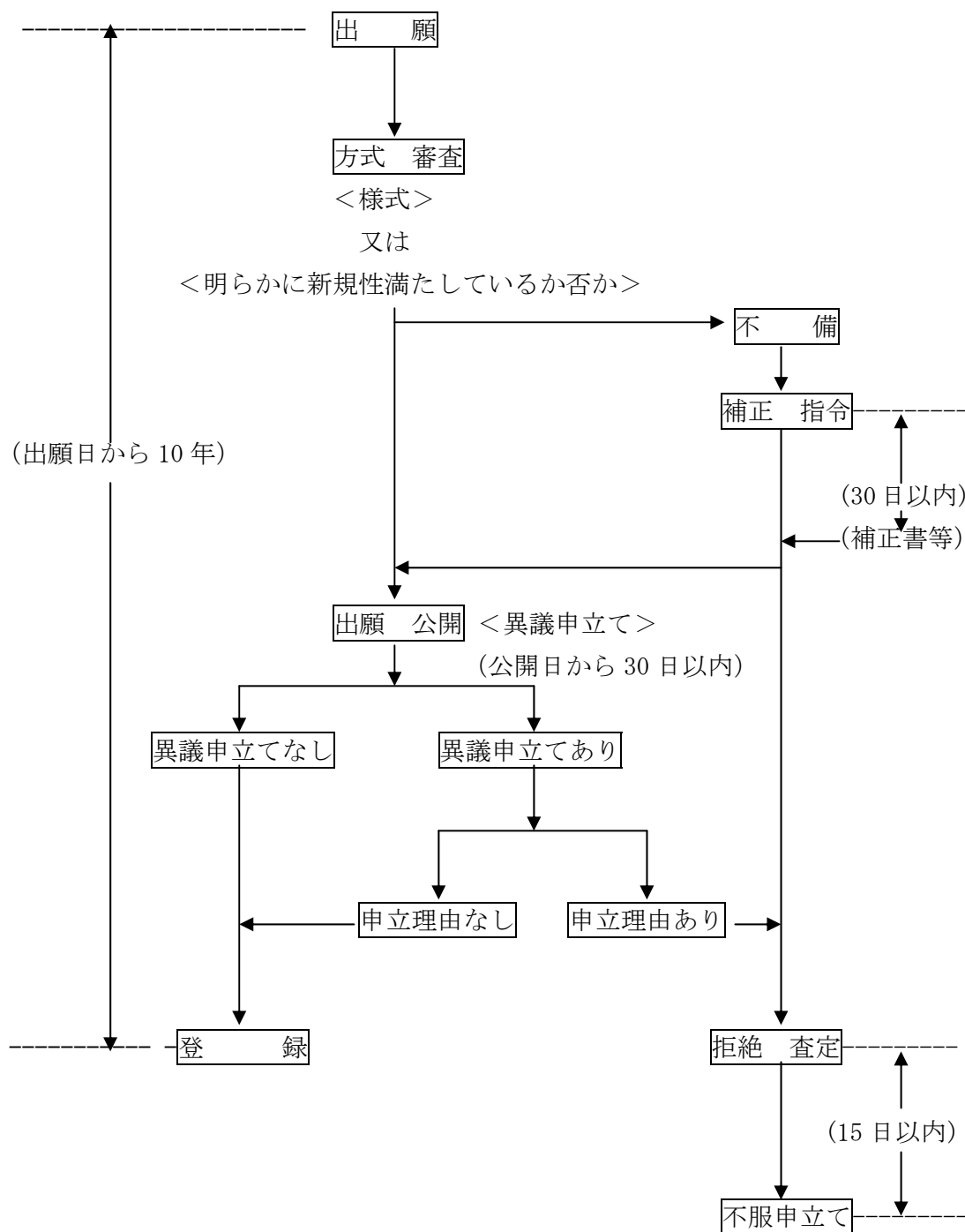
上記 60 日に期間は、一回限り更に業務日 60 日請求により延長することができます。

(6) 不服申立て

①特許庁の決定に対して、就業日 15 日以内に INDECOPI の行政裁判所知的所有権部（Intellectual Property Chamber of the Administrative Court）に、不服申立てをすることができます。

②行政裁判所の決定に対しては、通知があった日から 3 ヶ月以内に裁判所（Judiciary）に提起することができます。

出願から登録までのフローチャート



**9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）**

(1) 存続期間は、出願日から10年です。

権利は、登録日から発生します。

(2) 存続期間の更新はできません。

**10. 部分意匠制度の有無**

部分意匠制度は導入されていないとの情報です。

**11. 留意事項**

特許出願の場合と同様です。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

アンデス条約委員会決定第 486 号 (Andean Decision No. 486) 及び 2009 年ペルー工業所有権法に基づいています。

### 2. 商標出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の氏名及び住所、商標、登録により保護を求める商品又は役務の表示及び対応するクラス、優先権を主張する場合は優先権主張等を、記載します。

(a) 証明商標 (Certification Mark) を出願する場合は、商標の使用管理規則 (Rules governing the use of the mark) の写し 2 通。

(b) 団体商標 (Collective Mark) を出願する場合は、出願人の組合 (Applicant association)、組織又は団体 (Organization or Group) の地位についての公証認証された (Legalized) 写し 2 通。

#### (2) 商標見本 (Graphical representation)

① 文字商標の場合は提出不要です。

② 立体商標の場合は、正面、背面及び側面図及び上部及び底面図を提出する必要があります。

③ 音商標 (Sound Mark) の場合は、楽譜で説明したものを提出する必要があります。

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から 9 ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (5) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

スペイン語の翻訳文を優先日から 9 ヶ月以内に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位 : 米国ドルです。)

(1) 出願料金	192
(2) 更新料金	112
(3) 異議申立料金	136
(4) 無効審判請求料金	230
(5) 不使用取消審判請求料金	210
(6) 名称変更、使用許諾料金	125
(7) 商標権譲渡料金	125

#### 4. 料金減免制度について（存在する場合）

存在するか否か不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

方式的要件を満たしていると判断された場合、特許庁は出願の公開を命じます。

#### 7. 審査請求制度の有無

全件実体審査が行われますので、審査請求制度は採用されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

ペルーでは、一商標一区分制を採用しておりますので、多区分の商品や役務について出願することはできません。

出願は、異議期間経過後、及び当該商標が不登録事由に該当するか否かについての審査された後に、登録が決定されます。

##### (1) 方式審査

①出願は、先ず方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は補正指令通知日から就業日（Working days）60日以内に補正書を提出することができます。

②この期間は延長することができません。所定の期間内に不備が是正されなかった場合、出願は拒絶されます。

##### (2) 出願公開

方式的要件を満たした場合、特許庁は出願が公開されるべき旨を命じます。

その後、出願は出願人の費用をもって公報に公開されます。

##### (3) 異議申立て

①出願公開から就業日30日以内に、利害関係人は異議申立てをすることができます。

②異議申立理由が、図形（Graphic）又は複合標識（Composite sign）に基づく場合、その複製を提出する必要があります。

③異議申立があった場合、その旨出願人に通知され、出願人は通知受領日から就業日30日以内に答弁書を提出することができます。

④その後、特許庁は異議申立てについて、出願を登録するか又は拒絶するか、決定を行います。

(4) 不登録事由

登録を受けることができない主な標識は、次の通りです。

- ① 識別力がない標識、又は視覚的に表示できない標識の場合
- ② 商品や役務の種類、質、原産地や特徴のみを表示する標識の場合
- ③ 商品や役務の一般的名称となった標識のみからなる標識の場合
- ④ 公序良俗に反する恐れのある標識の場合
- ⑤ 国家が採用する記章や紋章等、国際機関の旗章や紋章、名称等からなる標識の場合
- ⑥ 商品や役務に関して混同が生じるおそれのある、地理的表示からなる標識の場合
- ⑦ 同一商品や役務について、又は標章の使用が混同を生じるおそれがある商品等について、他人の先願に係る登録や出願に係る商標と同一又は類似する標識の場合
- ⑧ 他人の周知な標識の複製や模倣等であって、その他人の商品等と混同を生じる恐れのある標識の場合

(5) 実体審査手続

異議申立が無く、異議申立期間である就業日 30 日が経過した後、特許庁は出願に係る商標が登録性を有するか否かについて審査を行い、登録又は拒絶を決定します。

(6) 登録

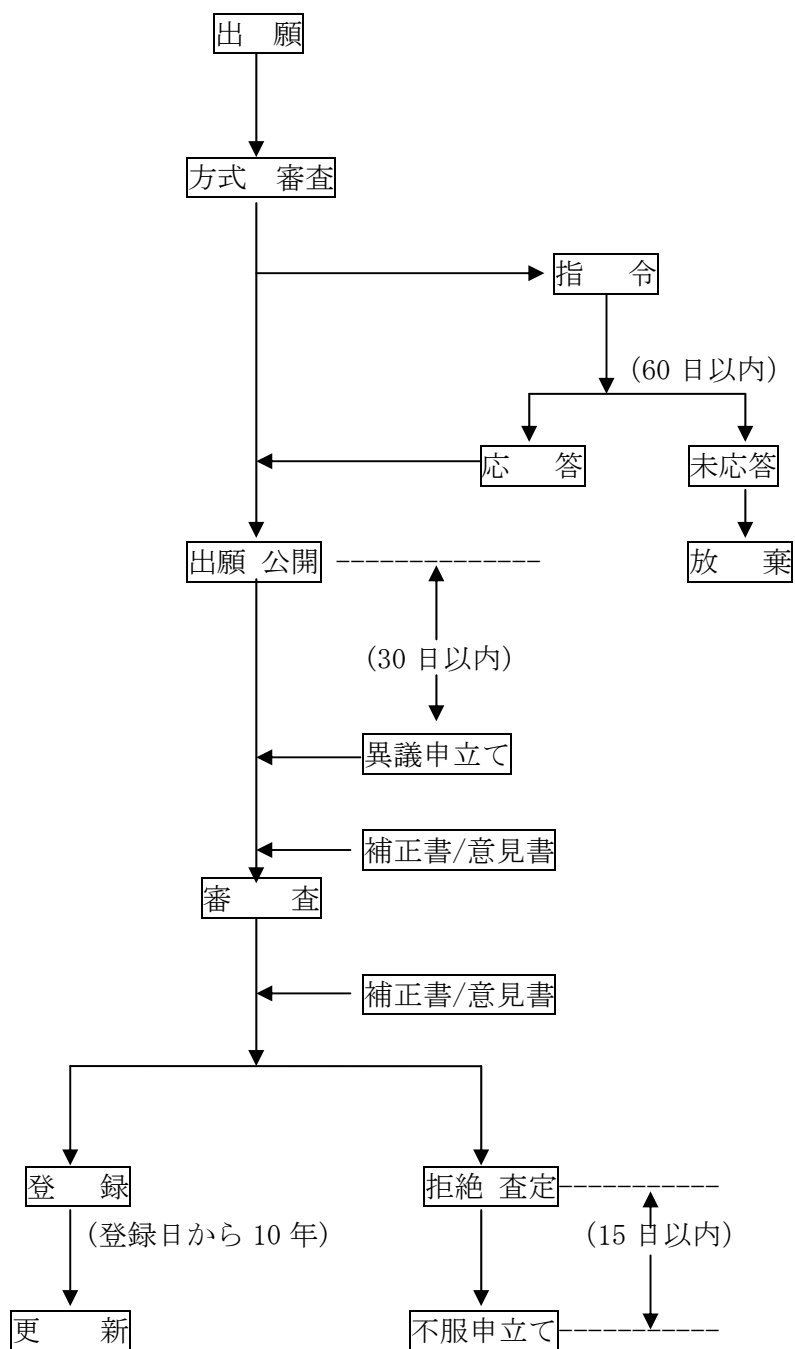
出願が登録されますと、登録証が出願人に発行されます。

(7) 不服申立て

- ① 特許庁の決定に対して、就業日 15 日以内に特許庁の行政裁判所知的所有権部 (Intellectual Property Chamber of the Administrative Court) に、不服申立てをすることができます。
- ② 上記不服申立ての決定に対して、行政裁判所知的所有権部の決定から 3 ヶ月以内に、司法裁判所に不服申立てをすることができます。



出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、登録日から10年です。  
商標権は、登録日から発生します。
- (2) 商標権の存続期間の更新は、存続期間の最後の6ヶ月の期間内に行う必要があります。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、視覚的に表示可能な標識であって、商取引において商品や役務を他の商品や役務から識別することができる標識であると、定義されております。
- (2) 上記定義から、  
言葉やその組合せ、図形、記号、図案、肖像、音 (Sound) や芳香 (Aromas)、数字、色彩 (Color) やその組合せ等が、対象になります。  
更に、3次元形状 (Three-dimensional shapes) や味覚商標 (Taste marks) や触覚商標 (Tactile marks) も、対象になります。
- (3) 保護される商標の種類  
①色商標 (Color marks)、②団体商標 (Collective marks)、  
③証明商標 (Certification marks)、④立体商標 (Three-dimensional marks)  
なお、連合商標 (Associated marks) は規定されておられません。

## 12. 留意事項

### (1) 不使用取消

正当な理由なく、継続して3年間、商標権者や使用権者がアンデス国家共同体の加盟国の1ヶ国において、登録商標を使用していなかった場合、利害関係人は特許庁に登録の取消しを請求することができます。

なお、登録商標の使用の立証責任は、商標権者に課せられます。

### (2) 使用許諾

登録及び出願中の商標に関して、他人に使用許諾をすることができます。

使用許諾は、指定商品や役務の全て又は一部についてすることができます。

当該許諾を、第三者に対抗するためには、特許庁に登録しなければなりません。